

## 兄弟姉妹入学金返還制度

この制度は、佐野日本大学高等学校及び佐野日本大学中等教育学校（以下「高等学校及び中等教育学校」という。）に在籍する生徒の兄弟姉妹又は高等学校及び中等教育学校を卒業した生徒の弟又は妹を対象として、入学金の返還を行い、経済的負担を軽減することを目的とする。

入学金返還制度の対象となる生徒は、兄弟姉妹と在学期間が重複する生徒又は高等学校及び中等教育学校を卒業した生徒の弟又は妹とし、以下の要件を全て満たし、選考に必要な書類を提出できる者とする。

- (1) 戸籍上の兄弟姉妹である者
- (2) 高等学校及び中等教育学校が定める入学手続き期間内に入学金を収めた者
- (3) 兄弟姉妹が、高等学校及び中等教育学校の在籍期間中に転学及び退学をしていない者
- (4) 兄弟姉妹が、高等学校及び中等教育学校の在籍期間中に懲戒されていない者
- (5) 高等学校及び中等教育学校に入学しようとする生徒が、Ⅰ種奨学生、Ⅱ種奨学生又はⅢ種奨学生の対象となっていない者

申請は、「新入生オリエンテーション」当日に、事務室で「兄弟姉妹対象入学金返金申請書」を受け取り、必要事項を記入のうえ提出してください。